

## 論 説

# ドイツにおける資本市場指向型の会計改革 ～「会計法現代化法」に向けての予備的考察～

佐 藤 誠 二

## はじめに

ドイツの企業をめぐる環境はここ数年来、おおきな変化をみせている。社会経済的な影響に加えて、ドイツ企業の活動余地は多くの法規制によって制約され、商法、租税法、有価証券取引法等によって決定される法環境の枠組みも急激な変化にさらされている。その変化の方向を決定づけたのが、2003年2月25日に連邦政府が公表した「企業の健全性および投資者保護の強化のための措置一覧<sup>1</sup>」(いわゆる、10項目プログラム)であった。連邦政府のこの措置一覧は、欧州連合(EU)における金融資本市場の統合とそれによる欧州企業の国際的競争力強化の戦略を金融拠点ドイツ(Finanzplatzes Deutschland)において転換する将来計画を提示したものであり、とくにドイツの株式資本市場の信頼性と企業経営における健全性を確保するうえで会計制度の整備が重要な意味を有しているとし、会計制度の基本的改革・転換を求めている。「会計法改革法(BilReG)<sup>2</sup>」と「会計統制法(BilKoG)<sup>3</sup>」の2つの法律は、この連邦政府の措置一覧の立法計画に沿って2004年末に成立した。2004年12月に公布された「会計法改革法」は、欧州企業の連結決算書に対する国際会計基準(IAS)および国際財務報告基準(IFRS)(以下、IAS/IFRS<sup>4</sup>)の適用ならびにEU会計規範の現代化を目的として欧州委員会が公布した4つの法的措置、すなわち「IAS適用命令

<sup>1</sup> Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes, in: IDW e. V. (Hrsg.), Bilanzrechtsreformgesetz Bilanzkontrollgesetz, mit Begründungen Regierungsentwürfe, Stellungnahmen der Bundesrates mit Gegenäußerungen der Bundesregierung, Berichten des Rechtausschusses des Deutschen Bundestages Stichwortverzeichnis, 2005, S.277-285.

<sup>2</sup> Bundesgesetzblatt Jahrgang 2004 Teil No.65, Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlußprüfung (Bilanzrechtsreformgesetzes-BilReG) vom 04.12.2004.

<sup>3</sup> Bundesgesetzblatt Jahrgang 2004 Teil No.69, Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmungsabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz-BilKoG) vom 20.12.2004.

<sup>4</sup> IAS/IFRSと言う場合、IFRIC(国際財務報告解釈指針委員会)ならびにSIC(解釈指針委員会)の解釈指針を含み、これら国際的会計基準すべての上位概念として、IFRSと略称するのが一般的である。ただし、本稿では、IAS/IFRSと表記し、また、EUの「IAS適用命令」など固有名詞の訳出部分については、原語のIASをそのまま使用している。

（IAS-Verordnung）、「規模基準値修正指令（Schwellenwert-Richtlinie）」、「現代化指令（Modernisierungsrichtlinie）」、「公正価値指令（Fair-Value-Richtlinie）」をドイツ国内法に転換したものである。その内容は、「会計統制法」とともに、商法典を中心にして、商法施行法、開示法、株式法、株式法施行法、有限会社法、有価証券取引法、金融サービス監督法などの法改正に及ぶ大きな会計法改革であるが、とくに2005年1月1日のIAS/IFRS適用義務化に対する会計基準の法的整備という性格を強く有している。また、おなじく2004年の12月に施行された「会計統制法」は、資本市場において失われた株主の信頼を回復し持続的に強化を図るために措置一覧（10項目プログラム）が重点事項とした「会計のエンフォースメント（Enforcement der Rechnungslegung）」の確立にその立法目的がある。

ただし、ドイツの場合、措置一覧において約束された会計報告と決算書監査の法的枠組みに関する措置のいくつかは、継続して遂行されるものであり、その会計領域の改革は、今後策定される「会計法現代化法（BilMoG）」に委ねられている。なお、この会計法現代化法については、「会計法改革法」の段階で予定されていた2006年施行の立法計画は大幅に遅延し、2007年の秋に公開草案が公開される見通しといわれている。

そこで、本稿においては、予定される「会計法現代化法（BilMoG）」を検討する準備作業として、1990年代から現在に至るドイツにおける資本市場指向の会計改革動向を改めて、フォローしながら考察した上で、「会計法現代化法（BilMoG）」に向けて提起される将来課題について論点の整理を行おうとするものである。

## 1. ドイツの会計改革の前提としてのEU会計統合戦略

ドイツでは、世紀法（ein Jahrhundertgesetz）といわれた1985年商法典（HGB）の成立からすでに、20年を経過した。1985年12月に成立した会計指令法（Bilanzrichtlinien-Gesetz）は、欧洲共同体（EC）における1992年市場統合を前提に、域内加盟国の会社法調和化の一環として、1897年商法典の成立から数えてほぼ100年後に商法大改革を実現させた。その後、ドイツ会計改革は、1990年代初頭からの国際化実務の進展、1998年のIAS適用に対する商法免責条項（開放条項）の時限措置、2005年のIAS/IFRSの実質的導入に特徴づけられる3つの転換局面を経過し現在に至っている<sup>5</sup>。そして、こうしたドイツにおける会計改革の歴史の背景にたえず、存在するのが、EUにおける金融サービス統一市場の形成とそのインフラ整備としての会計統合という戦略である。

1992年末にEC統一市場が実現した後、マーストリヒト条約によってECから移行したEUは、その後も継続して市場統合政策を発展させてきた。とくに、1999年の単一通貨・ユーロ導入に際

<sup>5</sup> Bernhard Pellens/Rolf Uwe Fülbie/Joachim Gassen, Internationale Rechnungslegung, 5. Auflage, 2004, S.51.

して金融・資本の市場統合の深化がEU経済の将来の発展にとっての重要な牽引力とされ、1997年6月のアムステルダムにおける欧州理事会は、同年4月に欧州委員会が提示した（1999年12月にヘルシンキにおける欧州理事会にて決議）、2005年の欧州統合市場の実現に向けての一層の前進を意図したアクションプランを決議し、その延長線上で、欧州委員会が1999年11月に発表した公式意見書は、統合市場達成のための重点課題として、（i）市民の生活の質の向上、（ii）EUの貨幣・資本市場の効率性の強化、（iii）経済に対する枠組条件の改善、（iv）転換期にある世界における統合市場の成果の利用の4つの目標を明示し、貨幣・資本市場の効率性を強化するうえで金融サービスに対する機能的な統合市場の実現が戦略におけるひとつの重点とした。

こうしたEUの統合市場戦略のなかで、欧州委員会が会計制度改革の課題を明示したものとして注目されるのが、「金融サービス：行動大綱の策定<sup>6</sup>」（1998年10月28日）と「金融サービス：金融市場の転換：行動計画<sup>7</sup>」（1999年5月11日付、以下「金融サービス行動計画」）であった。欧州委員会は、1998年に「金融サービス：行動大綱の策定」を公表し、そこで、アメリカのニューヨーク証券取引所もしくはNASDAQに上場する欧州企業数や取引所資本化額の総額が一段と増加していることを例示し、こうした状況のなかで、ユーロ導入後も欧州企業がその決算書を統一した会計原則を適用して作成するようにEU指令がIASに適合することが益々、必要となっていると指摘した<sup>8</sup>。また、1999年5月に公表した「金融サービス行動計画」において、欧州委員会は、「比較可能で、透明かつ信頼性ある年度決算書は、効率的および統合された資本市場にとって不可欠<sup>9</sup>」であるとし、国際的資本市場で資金調達する欧州企業にとって、EU市場内部での比較可能性の改善に対する解決は、国際的に認められた行為基準の動向を反映させることであり、「企業に対し国際資本市場で資本を調達することを可能にする統一会計規定の指針として国際会計基準が最も適している<sup>10</sup>」とした。

その後、「金融サービス行動計画」を2005年までに完全実施とした欧州理事会の2000年リスボン決議を受けた欧州委員会は、同年6月13日付で公式意見書「EUの会計戦略：将来の進路<sup>11</sup>」を欧州議会に提出した。欧州委員会は、すでに1995年に、「会計領域の調和化—国際的調和化の観

<sup>6</sup> Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen: Abstecken eines Aktionstrahmens, KOM (1998) 625, 28. 10. 1998.

<sup>7</sup> Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen: Umsetzung des Finanzmarktrahmens: Aktionplan, KOM (1999) 232, 11. 05. 1999.

<sup>8</sup> Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen: Abstecken eines Aktionstrahmens, a.a.O., S.11-12.

<sup>9</sup> Kommission der EU; Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen: Umsetzung des Finanzmarktrahmens: Aktionplan, a.a.O., S. 6.

<sup>10</sup> Ebd.,S.6.

<sup>11</sup> Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, "Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftiges Vorgehen", KOM (2000) 359, 13. 06. 2000.

点からの新戦略<sup>12</sup>」において、国際的に活動する欧州企業の国際的資本市場への参入を容易にするため、連結決算書に対してIASの適用を認めたりとて、国際会計基準委員会（IASB）と証券監督者国際機構（IOSCO）を支持し、取引所上場に対して必要な「国際的に認められた会計基準」の作成に努力することを表明していた。その後、改定作業を終えたIAS（コア・スタンダード）を2000年5月17日付でIOSCOが承認し、また、IASBが2001年から発効する国際会計基準審議会（IASB）への組織変更を通じて資本市場におけるより上質の会計基準の適用に努力する目標を明確に掲げたことを背景に、欧州委員会は、企業の年度決算書の比較可能性（Vergleichbarkeit）を改善するための措置計画、「EUの会計戦略：将来の進路」を公表したのである。

この「EUの会計戦略：将来の進路」は、第1段階の将来措置として、欧州委員会が、2000年末までに、すべての取引所上場のEU企業に対して、IAS/IFRSに基づく連結決算書の作成を要求する提案を行うこと、加えて、欧州委員会が、非上場の企業に対しても、IAS/IFRSに基づく連結決算書を作成する選択権を加盟国に付与すること（遅くとも2005年までの移行期間を予定）、第2段階としては、欧州委員会が、2001年末までに有限責任会社の会計にとって将来も基礎でありうるような「EU会計指令の現代化（Modernisierung der EU-Rechnungslegungsrichtlinien）」に関する提案を行うことを提示した<sup>13</sup>。

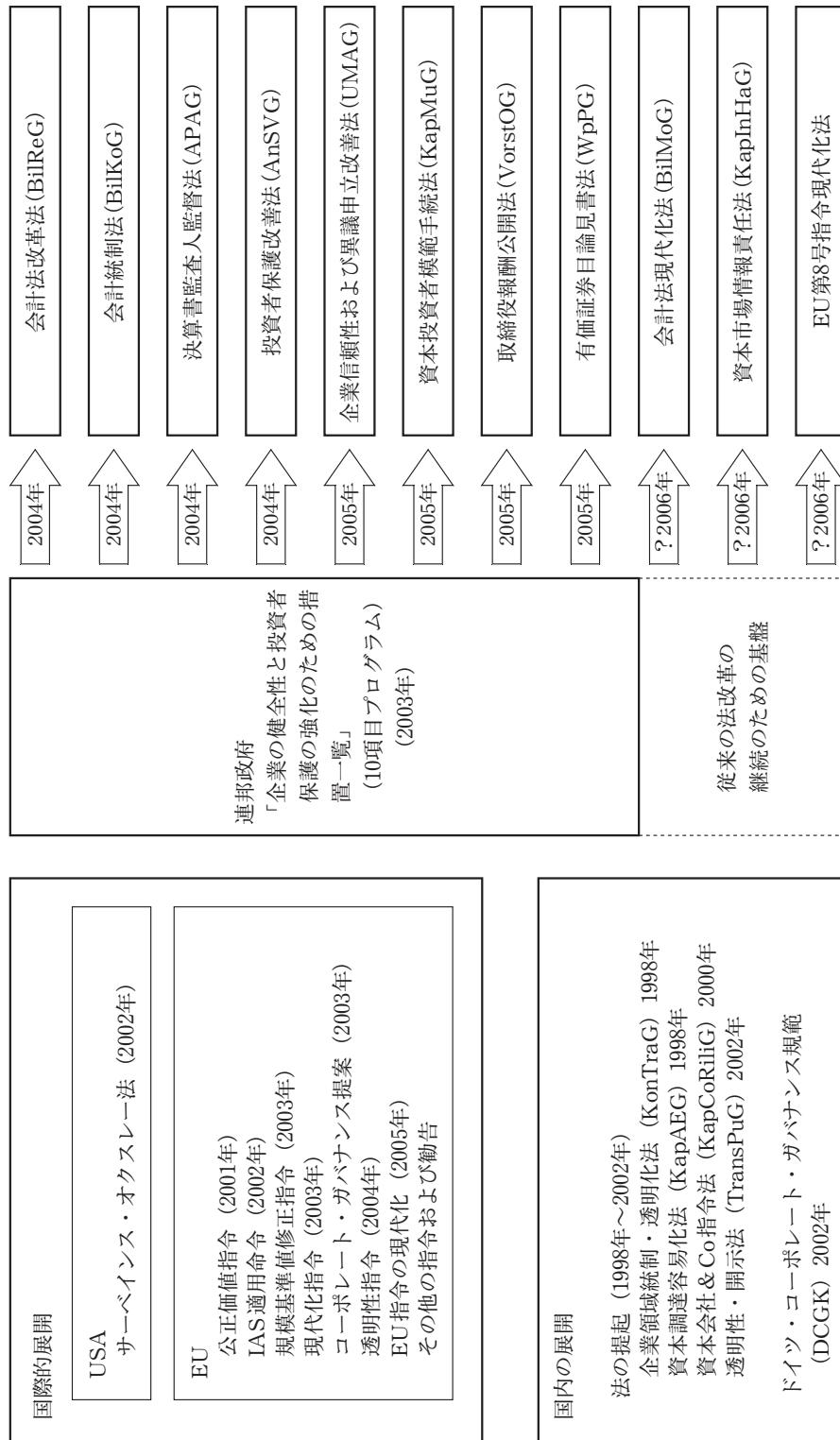
こうしたEUの立法計画は、企業の比較可能で透明性ある決算書に対する明確な規制を導入し、その厳格な解釈と適用を保証するもので、そのことによって投資家とその他の利害関係者が目的適合的で信頼にたる情報を利用し、企業業績の意義ある比較を可能にし、資金利用の意思決定に資することになるとされた。欧州の投資家は自身の投資決定のために上質の会計情報を必要としており、欧州の企業もまた国際的資本市場において資本調達しようとする別の企業と同一の条件を適用されなければならない。したがって、欧州委員会の立法提案は、EUにおいて適用されるべき基準に対する法的安定性を保証するうえで、適用されるべき基準と調和するための技術レベルと政策レベルの二重構造を持つ承認（エンドースメント）方法も確立しなければならないし、EU全域において会計基準が統一的、適切に適用されるためには高品質の法定監査、欧州有価証券監督局の強力な協力が前提となるとした。

その後、欧州委員会が多くの「命令」と「指令」を矢継ぎ早に講じて、「金融サービス行動計画」および「EUの会計戦略：将来の進路」の具体化を図ってきたのは周知のことである。「公正価値指令」（2001年）、「IAS適用命令」（2002年）、「現代化指令」（2003年）、「規模基準指令」（2003年）、「透明性指令」（2003年）、「目論見書指令」（2003年）等は、「企業の健全性の強化と投資者保護の

<sup>12</sup> Kommission der EU; Mitteilung der Kommission, Harmonisierung auf dem Gebiet der Rechnungslegung; eine neue Strategie im Hinblick auf die internationale Harmonisierung, COM95 (508) DE, 1995.

<sup>13</sup> Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen: Abstecken eines Aktionstrahmens, a.a.O., S.2, S.11.

図表1 連邦政府措置一覧とドイツ会計関連法の立法計画



出所) Norbert Pfitzer / Peter Oser / Christian Orth, Reform des Aktien-, Bilanz- und Aufsichtsrechts, 2. Aufl., 2006, S.3.

強化に関する連邦政府の措置一覧」を経て、「会計法改革法」と「会計統制法」等々のドイツの会計改革を促進するEUの会計統合戦略実現のための法的措置であった<sup>14</sup>（以上の立法の経路については、図表1を参照）。

## 2. 1990年代の会計改革と連邦政府10項目プログラム

### （1）1990年代のドイツにおける会計改革

「会計指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz)」(1985年)の制定から8年後の1993年、当時のDaimler-Benz AGがニューヨーク証券取引所に上場したのを契機に、ドイツのグローバル・プレーヤー（国際的企業）による国際的資本市場でのエクイティ・ファイナンスが促進され、そこでドイツ商法準拠の決算書とUS-GAAPあるいはIAS準拠の決算書のいわゆる「二重開示の問題」が提起され、国際的に適用しうる会計基準をめぐっての活発な議論が展開された。

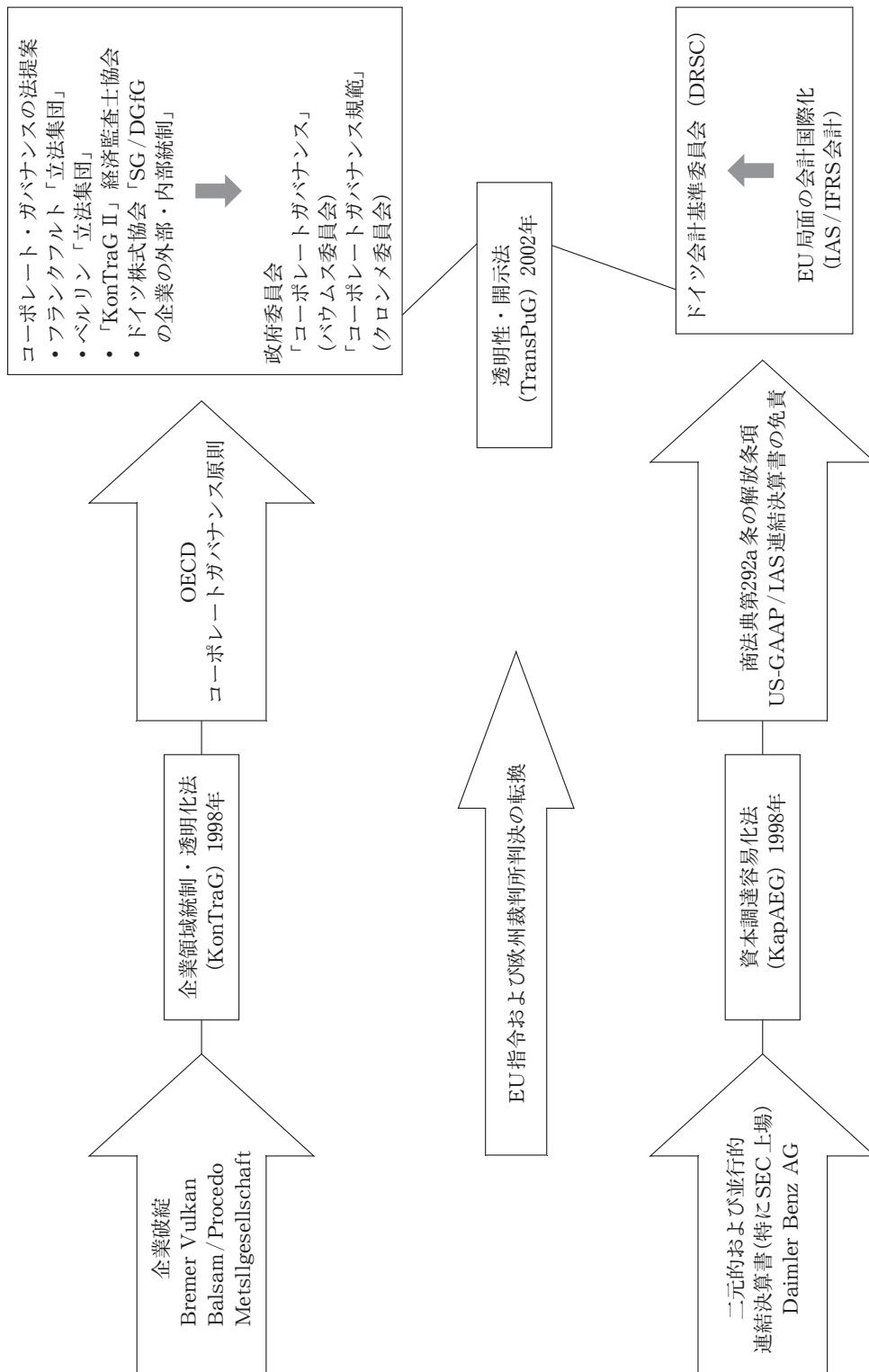
その議論状況を背景にして、ドイツにおいては会計の規制緩和 (Deregulierung) が進み、1998年には、「資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争能力改善および社員消費貸借の受容の容易化のための法律(KapAEG)<sup>15</sup>」（以下、「資本調達容易化法」）ならびに「企業領域における統制および透明性に関する法律(KonTraG)<sup>16</sup>」（以下、「企業領域統制・透明化法」）が議会を通過した。この2つの法律は、その規制の内容と重点において相違があるが、しかしEUの市場改革政策と会計統合戦略の枠組みのなかで、ドイツの資本市場を魅力的なものにし、ドイツ企業に対する法的枠組み条件を国際的標準に接近させることを通じて、連結決算書（コンツェルン決算書）を中心に財務報告の情報能力を高めようとしてすることに共通の問題意識があった。すなわち、「資本調達容易化法」は、商法典第292a条を新設させ、国内外の資本市場に上場するコンツェルン親企業に対して、連結決算書に限定してドイツ商法に基づく決算書の作成を免責し、IAS / IFRSもしくはUS-GAAPに準拠することを可能にした。また、「企業領域統制・透明化法」を通じて新設された商法典第3篇第5章は、（i）連結会計原則の開発、（ii）会計規定の立法化に際する連邦法務省への助言、（iii）国際的標準設定委員会におけるドイツの代表を任務とするところの、商法典第342条に基づく私的会計委員会（Privates Rechnungslegungsgremium）と商法典第342条に基づく会計審議会（Rechnungslegungsbeirat）という会計基準設定機関の併用的設置を可能とした。ドイツではこのうち商法典第342条に即応し、連邦法務省の承認を得て、1998年3月にドイツ版FASBともいわれる「ドイツ会計基準委員会（DRSC）」を創設した。とくに、プライベートセクターと

<sup>14</sup> この経緯について、2005年1月からのEUにおけるIAS/IFRS導入の問題との関連で論じたものとして、つぎを参照。佐藤誠二「EUにおける会計2005年問題」、川口八洲男編著『会計制度の統合戦略—EUとドイツの会計現代化』（森山書店、2005年）第2章。

<sup>15</sup> Kapitalaufnahmeverleichterungsgesetze vom 20. 04. 1998, BGBl Teil I, S.707-709.

<sup>16</sup> Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich vom 27.04.1998, BGBl, Teil I, S.786-794.

図表2 「連邦政府の措置一覧」に至るまでのドイツ会計改革の背景



出所) Norbert Pfitzer / Peter Oser / Christian Orth, Reform des Aktien-, Bilanz- und Aufsichtsrechts, a.a.O., S.88の図を一部、修正して利用。

してのこのDRSCの創設はIAS/IFRSの設定活動に対して、ドイツがその影響力を行使するための前提でもあった。こうしたドイツの会計改革の特徴は、上場資本会社に対象を絞り、情報提供課題を担う連結決算書に限定させて国際化に対応した点にあった<sup>17</sup>。

それと同時に、こうしたドイツの会計改革は、企業経営に対する社会の信頼性を回復することも目的であった。1990年代にドイツで生じた度重なる企業倒産や破綻（Balsam, Bremer Vulkan, Metallgesellschaft）に対応するために、ドイツの立法者は「会計領域統制・透明化法」を通じて、企業管理と企業監視の改善に向けた措置を講じ、リスク報告、リスク先行指標システム、決算書監査や取締役会・監査役会に関する諸規定を新規に導入した。しかし、「企業領域統制・透明化法」の成立以降もPhilipp Horzmann AGの倒産等が生じ、その結果を受けて、ドイツにおいては、「透明性および開示に関する株式法および会計法の一層の改革のための法律（TransPuG）」いわゆる「透明性・開示法<sup>18</sup>」を2002年に成立させたが、この立法措置は上場資本会社における業務執行の監視と企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関する議論の成果として提示された「コーポレート・ガバナンス政府委員会」（バウムス委員会）の最終報告を受けて2002年に公表された「ドイツ・コーポレート・ガバナンス規範（Deutscher Corporate Governance Kodex）」を反映したものであった。「透明性・開示法」によって、コーポレート・ガバナンスの側面においては、とくに株式法では、企業の法規遵守（コンプライアンス）、コーポレート・ガバナンス規範に関する説明義務（第161条）等の改正が施されたが、それと同時に、ドイツ連結会計法（Konzernbilanzrecht）の国際的に適用される原則への適用を意図してDRSCが連邦法務省に提起した「会計国際化に関する法律案」もそこに盛り込められ、「資本調達容易化法」を補完した連結会計規制の現代化を図ったことも特徴であった<sup>19</sup>。

## （2）連邦政府の10項目プログラム

その後、ドイツにおいては、欧州委員会が2005年の市場統合を前提として掲げた「金融市場：行動計画」と「会計戦略：将来計画」をほぼ全面的に受け入れ、「国際的に認められた会計原則」（IAS/IFRS）の形成に適合したEU会計関連指令の現代化への対応を図るとともに、連結決算書だけでなく個別決算書にも統一的な計上・評価原則を確立することが目指された<sup>20</sup>。こうしたドイツの会計改革

<sup>17</sup> 「資本調達容易化法」ならびに「企業領域統制・透明化法」の立法の経緯とその内容については、佐藤誠二『会計国際化と資本市場統合』森山書店、2001年の第6章を参照。

<sup>18</sup> Transparenz- und Publizitätsgesetz vom 19. 07. 2002, BGBl Teil I S., 2681-2687.

<sup>19</sup> Norbert Pfitzer/Peter Oser/Christian Orth, Reform des Aktien-, Bilanz- und Aufsichtsrechts, 2.Aufl., 2006, S.87-88.

<sup>20</sup> この内容に関しては、次の拙稿を併せて参照されたい。「EUとドイツにおける会計国際化の将来課題」、同志社大学『ワールドワイドビジネスレビュー』、第5巻(国際会計カンファレンス特集号)、2004年並びに拙稿「EUにおける会計国際化の新たな展開」『会計』、第163巻第1号、2003年。

を先導し方向性を付与したものとして、とくに注目されるのが、EUの会計統合戦略の達成目途である2005年を目前にして、連邦政府が2003年2月25日に公表した、「企業の健全性と投資者保護の強化に関する連邦政府の措置一覧」、いわゆる10項目プログラム(10-Punkte-Programm)である。

图表3 連邦政府の措置一覧（10項目プログラム）

- 
1. 会社に対する取締役会および監査役会構成員の個人責任；株主訴訟権の改善
  2. 資本市場の故意または重大な過失のある虚偽情報についての投資者に対する取締役会および監査役会構成員の個人責任の導入；株主請求の集団的行使の改善
  3. ドイツ・コーポレート・ガバナンス規範の一層の発展；取締役員の株主ベースもしくはインセンティブ指向の報酬（ストックオプション）についての透明性
  4. 会計基準の発展と国際的会計原則への適用
  5. 決算書監査人の役割の強化
  6. 独立した機関による具体的企業決算書の法規準拠性の監視（エンフォースメント）
  7. 取引所改革の継続と監督法の一層の展開
  8. いわゆる「誠実な市場」の領域における投資者保護の改善
  9. 財務アナリストおよび格付機関による企業評価の信頼性の確保
  10. 資本市場領域における不法行為に対する刑罰規定の厳格化
- 

出所) Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes, in: IDW e. V. (Hrsg.), Bilanzrechtsreformgesetz Bilanzkontrollgesetz, mit Begründungen Regierungsentwürfe, Stellungnahmen der Bundesrates mit Gegenüberungen der Bundesregierung, Berichten des Rechtausschusses des Deutschen Bundestages Stichwortverzeichnis, 2005, S.277-285から作成。

ドイツの連邦政府が、今後の基本方針を総括したこの措置一覧は、图表2のよう10項目のプログラムからなる内容であったが、そのうちの第4プログラム「会計基準の一層の発展および国際的会計原則への適用」、第5プログラム「決算書監査人の役割の強化」、第6プログラム「独立した機関による具体的企業決算書の法規準拠性の監視（エンフォースメント）」の3つのプログラムは、欧州委員会が公布したEU各種会計関連指令をドイツ国内法に転換する措置をしめたものとして特に注目される。そこでつぎに、この3プログラムについて、概略しておこう<sup>21</sup>。

(i) 第4プログラム「会計基準の一層の発展および国際的会計原則への適用」

第4プログラムでは、IAS/IFRSの適用に関する措置が提示される。資本市場指向的企業の連結決算書に2005年からIAS/IFRSを適用することが義務づけられているが、非資本市場指向的企業の連結決算書に適用するか否か、また、情報提供目的に限定して資本市場指向的企業および他の企業の個別決算書にも適用すべきか否かを決定する。また、「IAS適用命令」の移行規定を活

---

<sup>21</sup> Vgl., Bundesministerium der Justiz, Pressmitteilungen am 25. 02. 2003, Bundesregierung stärkt Anlegerschutz und Unternehmensintegrität, Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes.

用して、一定の企業すなわち規制市場において債務証書のみを取引認可された企業並びにUSA市場において上場しUS-GAAP基準で財務諸表を作成する企業に関しては、2007年まで適用を延期することを提案する。なお、非資本市場指向的企業のうち大規模なものについて、連結決算書に対して中期的にIASの適用義務を導入することを検討している。

他方、債権者保護、配当測定、課税の目的に利用される商法準拠の個別決算書については、現状を保持しつつ、情報提供目的のみに個別決算書を作成する可能性を付与し、大規模資本会社の場合、会社法、監督法、課税の目的に沿って別途に、商法準拠の財務諸表を作成するとしている。

この場合、欧州会計基準および国際会計基準を適用するにしても、連結決算書、個別決算書に對して商法会計基準が発展することが前提をなすとされる。たとえば費用性引当金の貸記選択権、評価簡便法の前提など時代に適合しない多くの選択権の廃止を通じて商法の欠陥是正を図ることが必要としている。その他、第4プログラムでは、連結決算書における金融商品の公正価値評価の導入、財産対象物（資産）および引当金の計上と評価に対する一層の可能性の検討、商法確定決算主義に基づく税務上の利益算定に対する諸影響の考慮、資本市場指向的企業の作成する年度決算書及び連結決算書の公示期限の短縮化の課題を列挙している。

#### (ii) 第5プログラム「決算書監査人の役割の強化」

第5プログラムは決算書監査人の独立性の確保に重点がある。一定の助言サービスと決算書監査とを分離して決算書監査人の独立性を確保し、決算書監査人によりもたらされたすべての給付を監査役会への報告・決算書に記載することにより透明化し、とくに直接および間接的投資の禁止、監査人の総収入に対する依頼報酬の割合である売上依存限度額を現行の30%から引き下げ、決算書監査報酬と監査外報酬との割合規制、監査人の交替期間の短縮などを通じて監査人の人的・財務的依存性に関する規制を改善する。

また、決算書監査人の責任については、有限責任範囲額を現行の100万ユーロ（公式市場上場株式会社の場合は400万ユーロ）を拡大する。特に組織化された資本市場に上場する企業に対する責任範囲額を拡大し、当該企業を監査する経済監査士（経済監査会社）に対する新規制により第三者責任を拡大するとしている。さらに、第5プログラムにおいては、経済監査士に関する職務監督の強化、職業裁判的措置に対する刑事裁判的措置の優位性の廃止、国家監督機関とともに経済監査士協会（WPK）の調査可能性の拡張、WPKによる過料、職業遂行の期間禁止等を含めた罰則措置の拡大と強化、等々の多くの改善措置が提示される。

#### (iii) 第6プログラム「独立した機関による具体的企業決算書の法規準拠性の監視（エンフォースメント）」

第6プログラムの目標は、資本市場指向的企業を主要な適用領域として、「法定決算書監査人（経済監査士）と異なる企業外部の独立した機関による具体的な企業決算書の法規準拠性の監督」を

意味する、いわゆるエンフォースメント（Enforcement）の制度に対する法的基礎を形成することにある。具体的目標として、国家の監督下にある私的委員会を設置することとし、この私的委員会は非国家的担手組織、非国家的財務、公法上の機関（DRSC）との契約、活動方法への連邦金融サービス監督庁（BaFin）の拘束的な動議権利、私的委員会と協力による連邦金融サービス監督庁（BaFin）に対する効果的干渉余地の形成、資本市場の成果に関する包括的情報、特別検査の指図権利、検査人の拒否拒絶に対する権限、取引所監督局・経済監査士協会などの他の機関との協力と情報交換の諸要素を含むものとされる。

### 3. 2005年IAS/IFRS導入と会計法改革法、会計統制法

2004年10月29日、ドイツ連邦議会は「会計法改革法」と「会計統制法」の2法を議員団すべての賛同を得て採択した（「会計法改革法」は、2004年12月9日付で連邦法律公報、「会計統制法」は2004年12月20日付で連邦法律公報に公示<sup>22</sup>）。それにより、IAS/IFRSを導入し、決算書監査人の独立性を強化し、新しい会計統制方法を設置する法律が成立した。その内容は商法を中心に、商法施行法、開示法、株式法、株式法施行法、有限会社法、有価証券取引法、金融サービス監督法などの法改正に及ぶ大きな改革である。この成立を受けて、連邦法務大臣ティプリース（B. Zypries）は、魅力的資本市場は透明かつ現代的な会計法を前提とするが、連邦議会はドイツの会計基準を決定的に進歩させる2つの重要な法律を通過させたとし、また、この2つの法律は政府法案と比較して、とくに決算書監査人の独立性に関してほんの僅かの修正をみたのみで連邦政府の基本構想がほぼ保持されたこと、そして、法律の公布によって、経済と財政の拠点としてのドイツが国際的な競争能力について優位に立つための基盤が生み出されたことを歓迎するとも述べているところである<sup>23</sup>。

#### （1）会計法改革法（BilReG）とIAS/IFRS導入

さて、「会計法改革法」の成立は、2005年の市場規制とIAS/IFRSの適用に際して、会計と監査の基準の法的整備という点で格段のステップを示している。商法会計法との関連でみると、まず、「会計法改革法」によって、商法典（HGB）第3篇第2章第2節において「第10款 国際的会計基準に基づく連結決算書」が新規に加えられ、そこに新設された商法典第315a条では、「IAS適用命令」を補完して、IAS/IFRS適用義務の対象でない非資本市場指向の親会社の連結決算書に

<sup>22</sup> Bundesgesetzblatt Jahrgang 2004 Teil I No.65, Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetzes-BilReG) vom 04.12. 2004/Bundesgesetzblatt Jahrgang 2004 Teil I No.69, Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmungsabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz-BilKoG) vom 20.12.2004.

<sup>23</sup> Bundesministerium der Justiz, Pressmitteilungen am 29.10.2004, Bundestag verabschiedet Bilanzrechtsreformgesetz und Bilanzkontrollgesetz.

対して、IAS/IFRS適用の可能性（選択権）を与えた。また、個別決算書に対する、IAS/IFRS適用に関しては、決算書の公示義務を定める商法典第325条のなかに2a項を新設し、すべての資本会社の個別決算書に関して、IAS/IFRS適用の可能性も認めている。ただし、個別決算書に関しては、あくまで情報提供目的に限定したIASの適用であり、依然として会社法目的ならびに税法目的のための商法準拠の個別決算書の作成も義務づけられることに変化はない。二重作成に関するコスト負担は、IAS/IFRS準拠の個別決算書のみが連邦官報において公示されることで回避されるとされている。これらは、とくに「IAS適用命令」との関連での重要なステップであるといえる。

また、「会計法改革法」の一方の主要課題である決算書監査人の独立性強化に関しては、商法典第319条を新設して、決算書監査人が事業、財務もしくは人的関係に基づき忌避を起こす虞れがあるとき、被監査会社もしくはその結合企業の法定代理人・監査役会構成員・被用者であるとき、被監査会社の帳簿・決算書の作成もしくは内部監査に協力するとき、被監査会社に対して財務サービスもしくは評価サービスをもたらすときにはその決算書監査人は排除されるとき、また、新規に挿入された商法典第319aにおいては、資本会社の監査に当たって、決算書監査人が過去5年のうちに職業活動からの総収入のうち15%以上が被監査会社と関連しているとき、被監査会社の年度剰余に法律および税務の相談業務が直接関連しているとき、一企業に対する監査証明に7年間継続して署名するときには排除される、等の連邦政府の措置一覧に応じた商法規定の改正が施されている<sup>24</sup>。

なお、「会計法改革法」は、「IAS適用命令」、「現代化指令」、「規模基準指令」、「公正価値指令」の4つのEU法文書に国内法を適合させるものであり、若干の例外を除いて、新法規は2005年1月1日以降に始まる営業年度から適用された。

## (2) 会計統制法 (BilKoG) と会計エンフォースメント

一方、「会計統制法」の主たる目的は、連邦政府の措置一覧の第6プログラムが要請した会計のエンフォースメントの確立にある。立法理由書によれば、現在の会計規定の実施のドイツ・システムは主として、決算書監査人と監査役会を通じた年度決算書監査および連結決算書監査を包括する。さらに、年度決算書の無効に関する株式法上の規定ならびに刑罰・制裁規定も存在する。しかし、資本市場指向的企業の企業報告書の正当性を監査するための国家機関に委任された委員会は、これまでドイツに存在しなかった。「会計統制法」の目的は、具体的な企業決算書の法規準拠性を監督するためのメカニズムを導入することにあり、そこに私法上組織された委員会の設置が

<sup>24</sup> Vgl., Entwurf Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtreformgesetzes-BilReG) vom 15. 12. 2003, S., 32-42.

提案される、としている<sup>25</sup>。

「会計統制法」は、その成立によって企業決算書の法規準拠性を統制する2段階からなる「エンフォースメント・システム」を導入したところに特徴がある。とくに商法典との関係では、商法典第342a条の後に挿入された「第6節 会計のための検査機関」における商法典第342b条（会計のための検査機関）、第342c条（守秘義務）、第342d条（検査機関の財務）、第342e条（過料規定）に規定された私法上の検査機関の役割が重要であろう。

すなわち、商法典第342b条第1項に基づき、連邦法務大臣は連邦財務大臣の合意を得て、私法上組織された独立の組織を会計規定の違反に対する検査機関として承認する。この私法上の検査機関は、エンフォースメント・システムの第1段階において、資本市場指向的企業の個別決算書もしくは連結決算書の法規準拠性について、企業の任意の協力に基づき検査を実施する任務が委ねられる。この検査機関は、商法典第342a条第2項によれば、①会計規定への違反に対する具体的起点が存在するとき、②連邦金融サービス監督庁（BaFin）の要請があるとき、③特別の理由（無作為抽出の検査）があるときに行動し、確定された年度決算書、状況報告書、連結決算書、連結状況報告書に関して、正規の簿記の諸原則（GoB）もしくは許容される会計基準に合致しているかを検査し、また、商法典第342a条第6項により、①検査に着手した意図、②検査に協力することへの当該企業の拒絶、③検査結果及び必要に応じて企業の検査結果への同意の可否に関して連邦金融サービス監督庁（BaFin）に報告する。これらの目標は企業に対して虚偽除去のための合意解決をもたらすことにある。すでに述べたように、企業が検査機関との協力を拒否するとき、エンフォースメント・システムの第2段階において、連邦金融サービス監督庁（BaFin）が公法上の措置を伴い会計報告の検査を実施する。連邦金融サービス監督庁（BaFin）は、検査機関の検査結果の妥当性あるいは検査の遂行に重要な疑義が存在するとき再検査を行うことも、自ら活動することも可能である。また、私法上組織される検査機関の設置もしくは承認が不成功となった場合は、連邦金融サービス監督庁（BaFin）が単独でエンフォースメント任務を負うことになる。このドイツが計画する二段階エンフォース方式は、欧州の既存のシステムと連動し、私法上の委員会については連邦政府によって資本市場指向企業の会計を検査する任務が委任される。当該の委員会は二段階システムの第1段階において、株主及び債権者の指摘もしくは経済新聞雑誌の報道を通じた会計上の虚偽の畏れを起点として、あるいは無作為抽出調査などにおいて活動する。この場合、委員会の活動を迅速化するために、委員会と企業との間には「任意の協力関係の原則」が認められる。とくに協力関係の不備などにより第1段階の会計監査において問題が発生すると、第2段階において、連邦金融サービス監督庁（BaFin）が公法上の手段を通じて会計監査に関与し、連

---

<sup>25</sup> Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmungsabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz-BilKoG) vom 08. 12. 2003, S.18.

邦金融サービス監督庁（BaFin）が確認した会計上の虚偽に関しては企業自らが開示することが義務づけられることになる<sup>26</sup>。この二段階方式は経済の自己規制（Selbstregulierung）の思考を前提とするもので、必要である場合に限り、国は国家統治に基づき介入する。そのため、エンフォースメントの費用は資本市場指向的企業の分担金の徴収により資金調達され、第二段階における具体的な検査費用についてもその都度対象となる企業に個別に課せられることになる<sup>27</sup>。

さて、以上みたように、「会計法改革法」と「会計統制法」は、2003年の企連邦政府の措置一覧（10項目プログラム）の3つのプログラムの会計と監査ならびにエンフォースメントに該当する大部分の立法計画を転換したものであり、「会計法改革法」の立法理由書によれば、それらは高価値、透明かつ資本市場指向的な会計基準だけでなく、同時にそうした基準の維持を保証するためのよりよいメカニズムとそれによってとくに資本市場企業の決算書の品質向上および品質保証を目指す包括的な構想を担うものだとされている<sup>28</sup>。また、「会計統制法」の立法理由書においても、連邦政府の最優先目標は、資本市場において過去失われた信頼を回復し、持続して強化することにあるとしている<sup>29</sup>。これらの指摘にみられるように、2005年を目前にしたドイツにおける二法の成立は、「欧州の公益」を前提とする市場統合の一環として、資本市場指向の市場と会計に係わる規制改革であり、とくに会計局面では、IAS/IFRS適用に際して必要な法規定の整備であったとみることができる。

#### 4. 「会計法現代化法」に向けての課題 ～むすびに代えて～

さて、「会計法現代化法（BilMoG）」の立法計画は、欧州会計法のドイツ国内法への転換過程において、すでに2004年に提起されている。そのことは、「会計法改革法」政府法案の立法理由書における、つぎの指摘から引き出すことができる。

「措置計画において公約された会計報告と決算書監査の法的枠組みの最適化に対するいくつかの進展は、現在のところ、2004年度後半の開示が見込まれる作業テーマ『会計法現代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz）』のもとでの準備中の立法経過にとどまっている。そこでは会計報告の領域からは、第一に、現代化指令に基づく選択権の行使に関する決定、それに加えて、商事会計法の国際的動向への適応、いわゆる公正価値指令により義務として規制される、

<sup>26</sup> Ebd., S.18-19.

<sup>27</sup> Vgl., Bundesministerium der Justis, Pressmitteilungen am 08. 12. 2003, Enforcement stärkt Anlegerschutz und Unternehmensintegrität.

<sup>28</sup> Entwurf Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlusprüfungen (Bilanzrechtreformgesetzes-BilReG) vom 15. 12. , a.a.O., S.40

<sup>29</sup> Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmungsabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz-BilKoG) vom 08. 12. 2003, a.a.O., S.18.

公正価値評価の構想に対する商事会計法の開放～すでに本法案で規定される附属説明書および状況報告書に関する規定は除いて～が属している<sup>30</sup>。」

すでに述べたように、この「会計法現代化法」の立法計画は大幅に遅れ、まだ法案も開示されていない。ドイツの会計改革はいまなお、継続しており、懸案とされている金融商品への公正価値の導入、個別決算書の会計法規の整備など残された課題は多いとみなければならない。今後、ドイツがこれらの問題に対して、「会計法現代化法」の策定作業においてどう対処するかが注目される。

その「会計法現代化法」に向けて、ドイツの会計改革が有する将来課題に関して、筆者はすでにつぎの3点を指摘した<sup>31</sup>。

第1に、IAS/IFRSの承認（エンドースメント）に関わる問題がある。欧州委員会はこれまで、資本市場に上場する企業の連結決算書に対して適用されるIAS/IFRSについて、「IAS適用命令」の遂行のための必要条件は確保した。しかし問題は、ドイツの会計改革にみられるように国内会計法にIAS/IFRS適用の道を開いたとしても、IAS/IFRSそれ自体はEUやドイツが策定する国内基準でなく、IASBが策定し、その運用に際して絶えず歐州利害との調整をレビューしなければならない（最終的には欧州裁判所が裁定する）「移動標的（moving target）<sup>32</sup>」だということである。また、EUやドイツが期待するように、欧州企業にとって、IAS/IFRSが今後、EU域内をこえて国際資本市場（とくにニューヨーク証券取引所等）で現実に使用しうる国際基準になるか否かである。

第2に、決算書のパラレル（並立）システムの問題である。ドイツの場合、「会計法改革法」によって連結決算書だけでなく、情報目的に対して個別決算書までIAS/IFRSの適用を許容したが、税、配当目的には商法準拠の個別決算書に対する作成義務は従来通り、保持される。こうしたいわば国内のパラレル決算書モデルに対して、商法会計規範の法定安定性が果たして保ちうるのかである。とくに、今後、作成される「会計法現代化法」においては、懸案の公正価値評価の導入が予定されており、商法確定決算主義（基準性原則）も含めて、そこで情報目的と税・配当目的の分離した会計規範についていかに安定した体系が構築されるのか、ということである。

そして、第3には、連結会計基準の策定の実質的担い手である「ドイツ基準設定審議会（DSR）」の役割についてである。今回の会計改革では、連結決算書に対する商法遵守の免責条項（商法典

<sup>30</sup> IDW e. V. (Hrsg.), Bilanzrechtsreformgesetz Bilanzkontrollgesetz, mit Begründungen Regierungs-entwürfe, Stellungnahmen der Bundesrates mit Gegenüberungen der Bundesregierung, Berichten des Rechtausschusses des Deutschen Bundestages Stichwortverzeichnis, a.a.O., S.33.

<sup>31</sup> この点については、佐藤誠二「ドイツ会計改革の進展と2005年以後の課題—会計法改革法と会計統制法を中心として—」『会計』、第167巻第6号、2005年を参照。

<sup>32</sup> ウィレム・ファン・デル・ロース(Willem van der Loos)「ヨーロッパのビジネスは2005年の国際会計基準への転換にどのように対応するのか？」『会計基準の基本戦略を考えるシンポジウム』(ASB/FASB国際シンポジウムVol.1)、財務会計基準機構、2004年、21頁。

第292a条) つまりIAS / US-GAAPへの開放条項（時限立法）の失効期限に対応して、商法上、継続的なIAS / IFRS適用への道を確保した。しかし、それにより、商法典第342条第1項3号が規定するIASBへのドイツの代表という任務が全面に押し出て、第1項1号に基づく連結会計基準の開発というDRSCの任務は後退し、「ドイツ基準設定審議会（DSR）」が今後、IAS / IFRSの翻訳者ないし基準解釈者となってしまう懼れも生じる。また、「ドイツ基準設定審議会（DSR）」が開発するドイツ会計基準（DRS）を連邦法務省が授権し法的効力をを持つというドイツの立法主義に揺らぎが生ずることになる。

これらの諸課題に、「会計法現代化法」がどう対応するのか、現時点では、必ずしも明確でない。ただし、ドイツ基準設定審議会（DSR）が2005年5月3日付で公表している「会計法現代化法に対するドイツ基準設定審議会の提案<sup>33</sup>」は、「会計法現代化法」の今後をうらなう上で参考となろう。この提案は、（連結）会計規準の開発と連邦法務大臣への勧告を行う民間機関の、商法会計規準における個別規定の改正案の一覧表示を示したものにすぎないが、ドイツ会計法の現代化に対して、（i）年度決算書と連結決算書の比較可能性の改善のため法律上の選択権を会計政策の余地を制限する、（ii）国際的展開に対する商事会計法を一層、適合させるという目標設定と、（i）企業に対する税務中立性、（ii）個別決算書と連結決算書に対する計上および評価規定の統一化という前提を掲げている。その提案の内容は、商法典の短期的に転換可能な改革提案だけでなく、税法上および会社法上の帰結を伴う改革提案、商法上の正規の簿記の諸原則（GoB）に対する帰結を伴う改革提案、改革提案にEU会計指令の必要な変更点という構成によって、商法上の基軸概念、一般条項（一般規範）たる正規の簿記の諸原則の変更も含めて、既存のドイツの会計法体系の在り方への抜本的改正内容を含んでいる<sup>34</sup>。したがって、今後、連邦法務省がこのドイツ基準設定審議会の提案を受けて、どのような法案を作成し合意形成をはかるかは、重要な関心事になっているといえよう。

たしかに、EUはもとより世界的規模で進展している今日の会計改革は、資本市場指向の改革としての性格を具備しており、ドイツも例外ではない。しかし、そうした改革のなかにあって、ドイツの資本市場指向の改革は税や配当を中心として国家的利害に係わる会計制度の機能あるいは社会的合意形成の在り方との整合性が絶えず問われていることは、うえの「会計法現代化法に対するドイツ基準設定審議会の提案」からも容易にうかがうことができる。つまり、グローバル化した会計制度の変革においては、ドイツの社会経済システムのなかでの当該の会計制度がこれまで果たしてきた現実的役割とどう連携して再構築することができるのかということが問われているのであって、「会計法現代化法」がそうした課題をどう克服するのか、関心が持たれるところである。

<sup>33</sup> DSR, Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, 03. 05. 2005, S.1-43.

<sup>34</sup> Ebenda., S.1-2.